

平成 29 年 9 月 8 日 22 時 23 分頃の秋田県内陸南部の地震に伴う
大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

平成 29 年 9 月 8 日 22 時 23 分頃の秋田県内陸南部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった秋田県大仙市について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 29 年 9 月 8 日 22 時 23 分頃の秋田県内陸南部の地震により、秋田県大仙市で震度 5 強を観測しました。

大仙市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、秋田地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村

秋田県大仙市

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

< 本件に関する問い合わせ先 >

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341（内線 3125）